

て検討する。

イ 動線計画

敷地内の動線計画の策定に当たっては、計画敷地の規模及び形状、周辺地域との関係、時間帯による状況の変化等を踏まえて、監視性の確保、接近の制御等の防犯性の向上の方策について検討する。

2 一戸建て住宅の設計

(1) 住戸の玄関扉

ア 配置

玄関扉は、道路からの見通しが確保された位置に配置するものとし、道路からの見通しが確保されない場合には、門扉の設置等により、玄関付近の侵入防止に有効な措置を講ずる。

イ 材質及び構造

住戸の玄関扉等は、防犯建物部品等の扉、枠及び錠を設置する。

また、住宅の改修の場合において、やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、スチール製等の破壊が困難な玄関扉及び枠とともに、錠のデッドボルト（かんぬき）が外部から見えないよう金具等により補強するなど、こじ開け防止に有効な構造とする。

さらに、錠については、ピッキング、カム送り開錠、サムターン回し等による不正な開錠を困難にする措置を講ずるほか、主錠の他に補助錠を設置することが望ましい。

ウ ドアスコープ、ドアチェーン等

住戸の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置するとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置する。

エ 郵便受け

玄関扉に郵便受けが設置されている場合は、内側に受け箱を取り付けるなどにより、外部から手を入れ、又は針金等を差し込むなどの方法によるサムターン回し等による開錠が困難となるよう措置を講ずる。

オ 明かり取り

明かり取りにガラスを設ける場合は、破壊が困難なガラス等を使用し、万一ガラスを破壊されても手を差し込むことができない構造とする。

カ 勝手口

勝手口を設置する場合は、道路等からの見通しが確保された位置に配置する。

また、玄関扉と同等の防犯性能を有する主錠を設置するとともに、補助錠を設置することが望ましい。

さらに、センサーライト等の照明設備を設置することが望ましい。

(2) インターфон及びドアホン

住戸内には、住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターфон又はドアホンを設置する。

なお、インターфон又はドアホンの設置に当たっては、住戸玄関の外側を写し出せる機能を有するものとすることが望ましい。

(3) 住戸の窓

ア 位置

侵入が容易な位置にある窓は、道路からの見通しを確保することが望ましい。

また、道路からの見通しが確保されない場合には、門扉の設置等により当該窓付近への侵入防止に有効な措置を講ずることが望ましい。

イ 錠

侵入が容易な位置にある居室の窓は、錠付きクレセント、補助錠の設置等により、侵入防止に有効な措置を講ずる。

ウ 構造

侵入が容易な位置にある居室の窓は、破壊が困難なガラスを使用するほか、防犯性の高い雨戸又は窓シャッター等を設置することが望ましい。

なお、侵入が容易な位置にある居室以外の窓は、面格子の設置等により、侵入防止に有効な措置を講ず

る。

工 照明設備

掃き出し窓などには、センサーライト等の照明設備を設置することが望ましい。

(4) バルコニー

ア 配置

住戸のバルコニーは、縦どい、階段の手すり等を利用した不審者の侵入が困難な位置に配置するものとし、やむを得ず縦どい、階段の手すり等がバルコニーに接近する場合には、面格子の設置等により、バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講ずる。

イ 手すり等

住戸のバルコニーの手すり等は、プライバシーの確保及び転落防止に支障のない範囲において、周囲の道路、居室の窓等からの見通しが確保された構造とする。

(5) 駐車場

ア 配置

駐車場は、道路等、玄関、居室の窓、近隣の住戸等からの見通しが確保された位置に配置する。

また、駐車場に屋根を設ける場合は、住戸の窓等への侵入の足場にならない位置又は構造とする。

イ 照明設備

駐車場には、センサーライト等の照明設備を設置することが望ましい。

(6) 庭及び敷地内の空地

ア 配置

庭及び敷地内の空地は、周囲からの見通しが確保された配置及び構造とする。

なお、やむを得ず周囲からの見通しが確保できない場合には、人の足音が聴き取れるよう地面を砂利敷きにする等の措置を講ずることが望ましい。

イ 照明設備

庭及び敷地内の空地には、センサーライト等の照明設備を設置することが望ましい。

ウ 植栽

植栽は、敷地内における死角を作らないような配置及び樹種とするなど、周囲から敷地内の見通しを確保する。

(7) 塀、柵、垣等

領域性を明示するため、敷地の周囲等には塀、柵、垣等を設置する。

なお、監視性の確保及び接近の制御を図るため、塀、柵、垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因とならないよう配慮するとともに、住戸の窓等への侵入の足場とならないよう工夫する。

(8) 防犯センサー等

防犯センサーを設置する場合は、周囲の状況を勘案し、玄関、勝手口、裏庭、駐車場等のそれぞれにおいて、侵入防止に有効な位置、種類等を検討して設置する。

また、必要に応じて、外部の警備会社等に通報可能なセキュリティシステムの採用を検討することが望ましい。

(9) その他

門扉を設置する場合は、施錠可能な構造とし、夜間における外部からの見通しを確保するため、門灯を設置するとともに、敷地の周囲に照明設備を設置することが望ましい。

また、配管、雨どい、外壁等は、上階への足がかりにならないようにすることが望ましい。

第5 住宅地の構造、設備等

1 住宅地整備の計画

(1) 計画の進め方

住宅地の計画に当たっては、計画地の規模及び形状、周辺地域の状況等を把握するとともに、計画地内の土地利用計画等を勘案し、基本原則を踏まえて検討する。

また、防犯設備の導入等により、防犯性の向上を補完する。

(2) 住宅地の全体計画

領域性を強化するため、道路、公園及び住宅地内の各住棟の色調を統一するなど、デザインによるイメージの向上等に留意することが望ましい。

また、防災の観点から、避難動線の確保及び領域性の強化に努めるとともに、接近の制御を図るため、ケルドサック（注6）、ループターン方式（注7）等の導入により、できる限り通過交通を排除することが望ましい。

さらに、全体計画の策定においては、領域性を強化するため、住民相互の交流が図られ、コミュニティの形成が促進されるよう、住宅のまとまりに配慮する。

2 住宅地の設計

(1) 宅地の配置及び形状

ア 配置

宅地の周辺からの見通しを確保するため、道路を挟んで向かい合わせに宅地を配置する。

イ 形状

道路からの見通しを確保するため、旗竿型等の形状を避け、整形な形状の宅地とすることが望ましい。

(2) 道路

ア 構造

道路の構造、周辺の状況、利用形態等を勘案し、柵、植栽、縁石等により、歩道と車道を分離することが望ましい。

イ 工作物

植栽、歩道柵、道路標識、看板等の工作物の設置に当たっては、通行人及び周辺住民からの見通しを確保する。

また、領域性の強化を図るため、幹線道路と区画道路との接続部におけるハンプ（段差）の設置、地区ごとの舗装の仕上げの工夫、コミュニティ道路の整備等により、地域の一体性を高める演出に配慮することが望ましい。

ウ 照明

周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

また、照明設備は、住宅敷地への侵入の足場になりにくいものとともに、照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下するがないよう、適宜点検する。

さらに、周辺の状況等により、照明設備の新設又は増設が難しい場合は、門灯、広告灯等が深夜まで点灯されるよう、沿道住民、事業者等の理解及び協力を求める。

エ 子どもを守る110番の家等

通学路等には、子どもの緊急避難場所となる子どもを守る110番の家（注8）等を設置するとともに、防犯ベル等の緊急通報装置を設置することが望ましい。

(3) 公園等

ア 配置

住宅地内に公園及び広場（以下「公園等」という。以下同じ。）を配置する場合は、可能な限り住宅地の中央部に配置するなどにより、周辺からの見通しを確保する。

イ 構造等

公園等は、隣接する建物への侵入経路となる場合があることから、境界部に植栽し、又は乗り越えにくい柵を巡らすなどにより、侵入防止対策を講ずることが望ましい。

また、内部への一般車両の進入を制限するため、車止め等を設置するほか、植栽に当たっては、周囲の道路、住居等から園路の見通しを確保できるよう樹種を選定するとともに、配置を工夫する。

さらに、遊具、ベンチ等の設備により、敷地内に見通しの悪い空間が生じることのないよう配慮し、人

の姿が自然に捉えられるよう工夫する。

ウ 照明

夜間においては、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

エ トイレ

- (ア) トイレの整備に当たっては、必要に応じて園路又は外周からの見通しが確保される場所に設置する。
- (イ) 夜間に利用できるトイレについては、建物の入口付近及び内部において、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保する。
- (ウ) 周囲からの見通しの悪いトイレには、必要に応じて防犯ベル又は赤色回転灯を設置する。

オ 花壇等の設置

領域性の強化を図るため、敷地内に住民が管理する花壇等を設置し、住民の心理的所有感を高める工夫を行う。

カ その他

- (ア) 公園等の周辺には、子どもの緊急避難場所となる子どもを守る110番の家等を設置するとともに、防犯ベル等の緊急通報装置を設置することが望ましい。
- (イ) 特に犯罪が多発している地区の公園については、必要に応じて公園内に防犯ベル等の緊急通報装置、防犯カメラ等の防犯設備を設置することが望ましい。
- (ウ) 防犯カメラ等の防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下する事がないよう、定期的に点検する。
- (エ) 防犯カメラは、プライバシーの保護に配慮して適正に運用する。

(4) ゴミ置場

ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置するとともに、隣接する建物への延焼のおそれのない位置に配置することが望ましい。

また、ゴミ置場は、塀、施錠可能な扉等で区画するとともに、照明設備を設置することが望ましい。

(5) 共同駐車場

共同駐車場は、周囲からの見通しが確保された位置に配置するとともに、センサーライト等の照明設備を設置することが望ましい。

3 個々の住宅の防犯性の担保等

住宅地内に建設される住宅については、地域全体の防犯性を高めるため、都市計画法に基づく地区計画又は建築基準法に基づく建築協定、都市緑地法に基づく緑地協定等の実効性のある協定を締結するとともに、街並みづくり、路上における違法駐車の排除等のソフトなルールづくりを行うことにより、塀の高さの制限、植栽の見通しの確保、門灯の設置等を行うことが望ましい。

第6 居住者等の防犯意識の醸成及び相互連携による取組

1 設置物、設備等の維持管理

(1) 防犯設備の点検及び整備

オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ等の防犯設備の作動状況を定期的に点検し、適切な整備を行う。

(2) 死角となるものの除去

共同住宅の共用廊下、共用玄関等及び住宅の敷地内に物置、ロッカー等の死角となるものを置いている場合は、これらを除去し、又は移動する。

(3) 植栽のせん定等

植栽は、周囲からの見通しを妨げず、かつ侵入者が身を隠せないように、繁りすぎて死角が生じないよう定期的なせん定又は伐採を行う。

なお、植栽は、周辺住民の生活に潤いを与える効果を有することから、必要以上に樹木のせん定又は伐採をすることのないよう留意する。

(4) 屋外機器の適切な場所への設置

屋外に設置する機器や物置等については、侵入の足場とならないよう適切な場所に設置する。

2 住宅地内における公共施設、空地等の維持管理

(1) 住民と行政の協働による公共施設の維持管理

道路、公園等の公共施設については、アドプト制度（注9）等の住民と行政が協働して維持管理を行うしぐみを導入することが望ましい。

(2) 空地等の管理対策

空地及び空家（以下「空地等」という。以下同じ。）を所有し、又は管理する者（以下「所有者等」という。）は、定期的な草刈りの実施、不要物の移動等を行い、犯罪の防止に配慮した適切な管理に留意するとともに、自ら適正に管理することが困難な場合は、管理会社又は近隣住民に依頼する等の措置を講ずる。

また、自治会関係者は、空地等の所有者等との連絡を密にし、当該空地等の適正管理についての協力要請を行うことが望ましい。

3 犯罪の防止に配慮したすまい方

(1) 近隣又は地域単位での取組

近隣の住民と共同して、境界地付近の清掃、植栽のせん定、センサーライト等の防犯設備の設置等を行う。

また、外出する際には、近隣住民へ不在にする旨を伝え、空き巣等の犯罪の未然防止に協力を求めるとともに、地域において日頃から見かけない人への声掛け等を行い、地域ぐるみで犯罪を防止する。

(2) 戸締まり等

ア 戸締まり

外出する場合又は就寝する場合には、出入口、窓（特にトイレ、浴室等の小窓）、門扉等の戸締まりを確認する。

イ 鍵の携行

外出する場合には、鍵を敷地内に保管することなく携行する。

4 自主防犯体制の確立等

(1) 管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進

住宅等の居住者及び管理者は、当該住宅等の構造、防犯設備の機能等を十分に理解するとともに、共同住宅の管理組合、自治会、住宅地内の防犯組織等を中心とした防犯診断、地域ぐるみの巡回パトロール等の自主防犯活動を推進する。

(2) 警察署等との連携

住宅等の居住者及び管理者は、当該住宅等を管轄する警察署等との連携に努め、犯罪発生状況等の情報を有効に活用する。

(3) 安全で安心な魅力あるまちづくりの推進

高齢化が進展する中、地域の見守りサービス、コミュニティ・ビジネス等の地域活動の展開は、住民相互のふれあいを促進するとともに、地域における監視性を向上させ、防犯性を高めることにつながるため、地域の福祉や景観づくりなど安全で安心な魅力あるまちづくりの活動を推進する。

注 1 「人の顔、行動等を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動等が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）が概ね50ルクス以上のものをいう。

2 「人の顔、行動等を識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動等が明確に識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね20ルクス以上のものをいう。

3 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね3ルクス以上のものをいう。

4 「オートロックシステム」とは、不審者の侵入を防止するためのセキュリティシステムの一種をいう。

共同住宅では、共用玄関に設けられた自動ドア、玄関インターホン及び各住戸内のインターホンからな

り、鍵若しくは暗証番号又は住戸内からの操作によって、ドアの施錠や解錠を行うシステムが一般的である。

- 5 「防犯建物部品等」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品等、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、①騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、②騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。
- 6 「クルドサック」とは、住宅地における人と車の分離を図るために設けられる、車の転回場所のある行き止まりの袋小路をいう。
- 7 「ループターン」とは、輪状に出て戻る分枝道路をいう。なお、ループターンは、クルドサックと同様に住宅地における静穏な環境を維持し、通過交通による騒音や交通事故を排除することを目的としたもので、部外者の進入の減少等により防犯的な効果も期待されている。
- 8 「子どもを守る110番の家」とは、子どもが誘拐、暴力、痴漢など、何らかの被害に遭い又は遭いそうになつて助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭に連絡するなど、地域ぐるみで子どもの安全を守るために子どもの緊急避難場所をいう。
- 9 「アドプト制度」とは、道路等の公共施設の一部の区域、空間を「養子」とみなして、住民団体、企業等が「里親」となり、「養子」となった施設を保守管理していく制度をいう。

兵庫県告示第277号

地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号。以下「条例」という。）第13条第1項第3号の規定により、犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針を次のように定め、平成19年3月20日から施行する。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針**第1 通則****1 目的**

この指針は、条例第13条第1項第3号の規定に基づき、深夜（午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）に物品販売業その他の営業を営む店舗（以下「深夜営業店舗」という。）及びその周辺における措置について配慮すべき事項を示すことにより、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成することを目的とする。

2 基本的な考え方**(1) 指針の性格**

この指針は、深夜営業店舗において事業を営み、又は当該店舗を管理する者（以下「事業者等」という。）に対して、店舗の整備、設備の設置、警戒体制の整備等に当たって配慮すべき事項を示し、もって自発的な取組を促すものである。

(2) 指針の対象

この指針は、すべての深夜営業店舗を対象とする。

なお、次に掲げる営業形態等の深夜営業店舗については、強盗等の犯罪被害に遭う危険性を考慮し、特に積極的に取り組むことが望ましい。

ア 夜間における従業者が少人数であること。

イ レジ等の現金保管場所が深夜営業店舗の出入口から比較的接近しており、多額の現金が保管されていること。

ウ 道路に面し、深夜営業店舗周辺に駐車場又は空地があること。

(3) 指針の適用

この指針は、一律に適用するものではなく、関係法令との関係、管理体制の整備状況及び多様な地域の特性等に応じて対応するものとする。

(4) 指針に基づく取組

この指針に基づく取組を進めるに当たっては、深夜営業店舗等における犯罪の発生状況、施設の整備内容、住民の要望等を踏まえて、関係者間の密接な連携により、特に配慮が必要な事項に重点を置くなど、適宜創意工夫に努めるものとする。

(5) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 配慮すべき事項**1 深夜営業店舗の構造等****(1) 店舗内の見通しの確保**

ア 店舗内は、来店客を装った不審者を容易に発見することができるよう、常に整理整頓し、通路等に障害物を置かない。

イ 出入口ドア、窓ガラスには、店舗外からの見通しを妨げるようなシール、ポスター等を貼付しない。

ウ 店舗駐車場及び店舗周辺においては、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注）を確保する。

(2) カウンターの位置等

ア 店舗内にカウンターを設ける場合は、店舗の内外から見通しの良い場所に配置する。

イ レジは、カウンター越しに手が届かない位置に配置する。

2 深夜営業店舗の防犯設備

事業者等は、来店客の出入りを禁止した事務室、倉庫等を確実に施錠するほか、次に掲げる防犯設備を設置する。

(1) 店舗内の設備

ア 防犯カメラ（映像を録画する記録装置及びモニターを含む。以下同じ。）

イ 店舗の出入口における来客感応装置

ウ カウンター周辺における防犯ベル等の警報装置

エ 防犯ミラー

オ 警備業者等への通報装置

カ カラーボール等直ちに使用可能な防犯機材

(2) 店舗外の設備

ア 防犯カメラ

イ 店舗内の通報装置と連動した構造を有する赤色回転灯等の表示装置

(3) 防犯カメラの適正な運用

ア 配置等

防犯カメラを設置する場合は、人の視線を補完する観点から、有効な位置、台数等を検討して配置する。

なお、店舗外に設置する場合は、駐車場等の見通しが確保されるよう配置する。

イ 照明設備

防犯カメラが撮影する箇所の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保する。

また、店舗外に設置する場合は、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、又は照明設備の汚損、損傷、照度の不足等により、その機能が低下することのないよう、定期的に点検する。

ウ プライバシーの保護への配慮

防犯カメラは、プライバシーの保護に配慮して適正に運用する。

3 深夜営業店舗内外の警戒

事業者等及び従業者は、次に掲げるところにより、深夜営業店舗内外を警戒する。

(1) 勤務体制

深夜における勤務体制は、複数人とする。

(2) 店舗内外の警戒

不審な来店客及び店舗周辺における不審車両を早期に発見するなど、常に店舗内外を警戒する。

また、ヘルメット等で顔を覆ったまま入店するなど、特異な行動であると思われる者に対しては、声掛けを励行する。

(3) 警備業者への委託

店舗及び店舗周辺の警備を可能な限り警備業者に委託し、深夜における巡回を強化する。

4 現金の管理

事業者等及び従業者は、次に掲げるところにより、売上金等の現金（以下「現金」という。）を適正に管理する。

(1) 金庫の構造等

店舗内に設置した金庫は、固定式とするなど、容易に持ち運びできないようにするとともに、金庫に異常があつた場合の通報装置を設置する。

また、金庫の鍵の保管及び管理は、事業者等の責任ある立場の者が行う。

(2) レジの適正管理

レジ内に保管する現金は、業務に支障のない程度にとどめ、多額の現金は、金庫に移し替えて保管する。

また、使用するレジは、できる限り少數とし、使用しないレジについては、施錠を確実に行い、現金を抜き取る。

(3) その他

ア 店舗外への現金の搬送は、複数人で行う。

イ 店舗内に設置する現金自動預払機は、カウンターからの目視や防犯カメラによる監視が可能な場所に設置する。

5 防犯責任者の設置

(1) 防犯責任者の指定

事業者等は、条例第9条第3項の規定に基づき、深夜営業店舗ごとに防犯責任者を指定するものとする。

(2) 防犯責任者の役割

防犯責任者は、深夜営業店舗及びその周辺における犯罪を防止し、及び地域の安全拠点としての活動に取り組むため、次に掲げる役割を担うものとする。

ア 強盗等の犯罪が発生し、又はそのおそれがある場合の対応マニュアルの整備

イ 強盗等の犯罪発生時における警察への通報、犯人の特徴の確認等の具体的な従業者の任務分担の決定

ウ 防犯カメラ等の防犯設備の点検整備

エ 定期的かつ反復した防犯訓練の実施を通じた従業者に対する110番通報、防犯カメラの操作等の要領の指導

オ 犯罪被害に遭い、又は遭いそうになった者が深夜営業店舗に駆け込んできた場合に従業者が講ずべき一時保護等に関する指導

カ 警察や地域の防犯関係機関、団体等との連携体制の確立及び防犯情報の交換等

(3) 防犯責任者に対する指導、助言等

事業者等は、防犯責任者が取り組むべき事項を把握し、防犯責任者に対する指導及び助言を行うとともに、必要に応じてその業務を補助する。

6 深夜営業店舗の周辺への配慮等

事業者等及び従業者は、店舗周辺における犯罪の防止等に配慮して、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 緊急時の対応

店舗の周辺において、来店者等が生命、身体又は財産に対して危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、ただちに警察へ通報する。

(2) 迷惑行為に対する対応

ア 店舗の周辺において、来店者等が長時間にわたって居座り、大声を出して騒ぐなどの行為による近隣居住者に対する迷惑行為を防止するため、店舗周辺において定期的に水をまく等の措置を講ずるとともに、当該迷惑行為がエスカレートした場合には、警察へ通報する。

イ ゴミの散乱を防止するなど、店舗の周辺の環境整備にも配慮し、不審者を発見した場合の連絡、犯罪が発生した場合の通報等の協力が得られるよう、近隣居住者との良好な関係を構築する。

7 地域の安全拠点としての機能

事業者等及び従業者は、犯罪被害に遭い、又は遭いそうになった者が店舗に駆け込んできた場合においては、店舗内の安全な場所で一時保護するとともに、警察等に通報するなど、緊急避難場所としての機能を發揮する。

8 青少年の健全育成に向けた取組

事業者等及び従業者は、青少年の非行及び犯罪に巻き込まれる被害等を防止し、青少年の健全育成を図るため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 青少年に対する帰宅の促進

青少年愛護条例により、保護者に対しては、深夜に青少年を外出させないよう義務が課されていることに加え、事業者等及び従業者には、深夜に店舗にいる青少年へ帰宅を促す義務が課されていることから、深夜に店舗にいる

青少年に対し、帰宅するよう声を掛ける。

(2) 青少年の健全育成に対する協力

地域の少年補導員等として活動している者と連携し、青少年の非行及び犯罪に巻き込まれる被害の防止等に関する情報を交換するなど、青少年の健全な育成に協力する。

注 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。）が概ね3ルクス以上のものをいう。

兵庫県告示第278号

地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）第13条第1項第4号の規定により、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を次のように定め、平成19年3月20日から施行する。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針**第1 通則****1 目的**

この指針は、地域安全まちづくり条例第13条第1項第4号の規定に基づき、道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）の構造、設備等について配慮すべき事項を示すことにより、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成することを目的とする。

2 基本的な考え方**(1) 指針の性格**

この指針は、道路等及びこれらに附帯する設備（以下「道路等の施設」という。）を設置し、又は管理する者に対して、道路等の施設に係る企画、計画、設計、整備、維持管理等を行うに当たって配慮すべき事項を示し、もって自発的な取組を促すものである。

(2) 指針の対象

この指針は、道路等の施設のうち、不特定の者が利用するものを対象とする。

(3) 指針の適用

この指針は、一律に適用するものではなく、関係法令との関係、計画上の制約、管理体制の整備状況、多様な地域の特性及び自然環境等に配慮して対応するものとする。

(4) 指針に基づく取組

この指針に基づく取組を進めるに当たっては、犯罪の発生状況、道路等の施設の整備内容、住民の要望等を踏まえて、関係者間の密接な連携により、特に配慮が必要な事項に重点を置くなど、適宜創意工夫に努めるものとする。

(5) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 配慮すべき事項**1 道路の構造、設備等****(1) 歩道及び車道**

道路の整備に当たっては、その構造、周辺の状況、利用形態等を勘案して、柵、植栽、縁石等により、歩道及び車道を分離することを基本とする。

(2) 工作物

植栽、歩道柵、道路標識、看板等の工作物の設置に当たっては、通行人及び周辺住民からの見通しを確保する。

なお、植栽は、道路空間に潤いを与えるなどの効果を有することから、必要以上に樹木を伐採し、又はせん定することのないよう留意する。

(3) 照明設備

ア 周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注1）を確保する。

イ 照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下するがないよう、適宜点検する。

ウ 周辺の状況等により、照明設備の新設又は増設が難しい場合は、門灯、広告灯等が深夜まで点灯され

るよう、沿道住民、事業者等の理解及び協力を求める。

(4) 地下道等

ア 外部からの見通しの悪い地下道等は、照明設備により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保し、必要に応じて、防犯ベル、赤色回転灯、緊急通報装置等の防犯設備を設置する。

イ 地下道等に設置した防犯設備については、地域住民等と連携し、通報訓練等を通じて、定期的に点検し、適切な整備を行う。

2 公園の構造、設備等

(1) 植栽

ア 公園の植栽を行うに当たっては、次に掲げる樹種の選定、配置、せん定等により、通行人又は周辺住民からの見通しを確保する。

なお、植栽は、周辺住民の生活に潤いを与えるなどの効果を有することから、必要以上に樹木を伐採し、又はせん定することのないよう留意する。

(ア) 樹冠の高い高木の選定

(イ) 繁茂、枝振り等により視線を遮らない低木の選定

(ウ) 植栽の生長に伴う枝葉の繁茂による見通しが妨げられないためのせん定等

イ 園内全体を見通すことができない大規模な公園については、園路間の見通しに配慮して樹種を選定し、配置するとともに、植栽の生長に伴って、見通しが妨げされることのないよう、必要に応じてせん定等を行う。

(2) 遊具、ベンチ

遊具、ベンチ等の設備により、見通しの悪い空間が生じることのないよう配慮し、人の姿が自然に捉えられるよう工夫する。

(3) 照明設備

ア 夜間においては、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

イ 照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下することがないよう、適宜点検する。

ウ 周辺の状況等により、照明設備の新設又は増設が難しい場合は、門灯、廣告灯等が深夜まで点灯されるよう、沿道住民、事業者等の理解と協力を求める。

(4) トイレ

ア トイレの整備に当たっては、必要に応じて園路又は外周からの見通しが確保される場所に設置する。

イ 夜間に利用できるトイレにおいては、建物の入口付近及び内部において、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、夜間において人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度（注2）を確保する。

ウ 周囲から見通しの悪いトイレには、必要に応じて防犯ベル、赤色回転灯を設置する。

(5) その他

ア 特に犯罪が多発している地区的公園については、必要に応じて公園内に緊急通報装置、防犯カメラ（映像を録画する記録装置及びモニターを含む。以下同じ。）等の防犯設備を設置する。

イ 防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないよう、定期的に点検する。

ウ 防犯カメラは、プライバシーの保護に配慮して適正に運用する。

3 駐車場及び駐輪場の構造、設備等

(1) 配置

ア 可能な限り人の視線が自然な形で確保できる場所に配置する。

イ 屋根の設置に当たっては、建物への侵入の足場になることがないよう、隣接する建物の窓及びベラン

ダまでの距離を確保する。

(2) 塀、柵、垣等

ア 入口以外からの人の侵入を防止するため、容易に侵入できない構造の塀、柵、垣等を設置する。

なお、これらの塀、柵、垣等の設置に当たっては、外部から見通しできる構造とともに、隣接する建物への侵入の足場にならないよう配慮する。

イ 屋内に設置される駐車場又は駐輪場にあっては、可能な限り外部から見通すことができる開口部を確保する。

(3) 出入口等

施設の規模等の必要性に応じて自動ゲート管理システムを設置し、又は管理人を配置して、入場者を管理するとともに、定期的な巡回を励行する。

(4) 照明設備

ア 夜間においては、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

イ 工作物、樹木等により照明設備が覆われ、又は照明設備の汚損等により、照明設備の照度が低下することのないよう配慮し、適宜点検する。

(5) 防犯設備

ア 管理人等による監視が行き届かない場所については、必要に応じて防犯カメラ、防犯ミラー、人の動きを検知して点灯するセンサーライト、防犯ベル等の防犯設備を設置する。

イ 防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないよう、定期的に点検する。

ウ 防犯カメラは、プライバシーの保護に配慮して適正に運用する。

(6) 利用者等に対する注意喚起

ア 利用者等に対して、車両等の施錠、車内における貴重品の放置防止等の注意喚起を行う。

イ 出入口には、表示板等により、防犯カメラ等の防犯設備を有している施設であることを表示する。

(7) その他

ア 施設内に物置、空調屋外機等を設置する場合は、死角が生ずることのないよう配慮するとともに、隣接する建物への侵入の足場にならないよう配置する。

イ 駐輪場においては、チェーン用バーラック、サイクルラック等の自転車を固定する装置を設置する。

第3 地域住民に愛着を持ってもらえる施設づくり

1 取組の方針

道路等の施設の維持管理に地域の住民が参画し、協働して取り組むことは、これらに対する住民の愛着心及び帰属意識を育み、地域の住民の視線が常に注がれることにつながることから、犯罪を企てようとする者に犯行を思い止まらせる効果を有する。このため、道路等の施設の維持管理に当たっては、地域住民に愛される施設となるよう配慮する。

2 具体的な方策

(1) 施設の緑化

植栽、フラワーポットの設置等により、施設の緑化に努める。

(2) 犯罪を誘発するおそれのある環境の浄化

落書きの消去、違法に駐車した自動車又は不法に投棄された廃自動車の排除など、犯罪を誘発するおそれのある環境の浄化に努める。

(3) 連絡先の明示

照明設備、防犯設備等には、必要に応じて異常発見時の連絡先を明示する。

(4) 清掃・美化活動への地域住民の参加

アドプト制度（注3）の導入等により、道路等の施設の清掃・美化活動への地域住民の参加を促す。

- 注 1 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度。以下同じ。）が概ね3ルクス以上のものをいう。
- 2 「人の顔、行動等を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動等が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。
- 3 「アドプト制度」とは、道路等の公共施設の一部の区域、空間を「養子」とみなして、地域住民団体、企業等が「里親」となり、「養子」となった施設を保守管理していく制度をいう。

兵庫県告示第279号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

- | | | |
|---|-----------|------------------------|
| 1 | 名 称 | 独立行政法人労働者健康福祉機構 神戸労災病院 |
| | 所 在 地 | 神戸市中央区籠池通4丁目1番23号 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成18年12月15日 |
| | 認定の有効期限 | 平成21年12月14日 |
| 2 | 名 称 | 神戸海岸病院 |
| | 所 在 地 | 神戸市中央区磯辺通1丁目1番28号 |
| | 認 定 年 月 日 | 平成19年3月7日 |
| | 認定の有効期限 | 平成22年3月6日 |

~~~~~

**兵庫県告示第280号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があつた特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
新キャタピラー三菱株式会社 明石事業所  
明石市魚住町清水1106番地4  
執行役員 明石事業所長 長濱利夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
新キャタピラー三菱株式会社 明石事業所  
明石市魚住町清水1106番地4
- (3) 特定施設に関する事項

|                                       |                      |     |  |
|---------------------------------------|----------------------|-----|--|
| 種 類                                   | 65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 |     |  |
| 能 力                                   | 減速機 1,500台／月         |     |  |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                     | 許可後                  |     |  |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                     | 着手後7日                |     |  |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                     | 完成後                  |     |  |
| 使 用 時 間 の 間 隔 及 び 1 日 当 オ リ の 使 用 時 間 | 8時30分～17時30分 8時間     |     |  |
| 使 用 時 間 の 季 節 的 変 動 の 概 要             | な し                  |     |  |
| 区 分                                   | 通 常                  | 最 大 |  |
| 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水 素 指 数)            | 8～9                  | 8～9 |  |

|                                         |                                                 |       |       |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------|-------|-------|
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値 | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                         | -     | -     |
|                                         | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)                           | 1,000 | 1,000 |
|                                         | 浮遊物質量<br>(単位 mg/L)                              | 700   | 700   |
|                                         | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)                              | -     | -     |
|                                         | りん含有量<br>(単位 mg/L)                              | -     | -     |
|                                         | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L)                    | 200   | 200   |
|                                         | 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m <sup>3</sup> /日) | 0     | 0.5   |

備考 汚水等の処理は、全量外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

## 2. 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年3月20日から同年4月10日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び明石市環境部環境政策課

## 兵庫県告示第281号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があつた特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 1. 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社カネカ 高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号  
取締役常務執行役員 高砂工業所長 芋生清美
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社カネカ 高砂工業所  
高砂市高砂町宮前町1番8号
- (3) 特定施設に関する事項

|           |           |
|-----------|-----------|
| 種類        | 27号ロ遠心分離機 |
| 能力        | 1.65t/時   |
| 工事着手予定期月日 | 許可後       |
| 工事完成予定期月日 | 着手後4箇月    |

|                                                                        |                              |       |     |
|------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-------|-----|
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                                      | 完成後                          |       |     |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                                                    | 24時間連続                       |       |     |
| 使 用 時 間 の 季 節 的 変 動 の 概 要                                              | な し                          |       |     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値                                | 区 分                          | 通 常   | 最 大 |
|                                                                        | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水 素 指 数)   | 7~12  | 13  |
|                                                                        | 化 学 的 酸 素 要 求 量<br>(単位 mg/L) | 5     | 10  |
|                                                                        | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)       | 10    | 13  |
|                                                                        | ノルマルヘキサン抽出物質含有量<br>(単位 mg/L) | 1.5以下 | 1.5 |
|                                                                        | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)       | 1 以下  | 1   |
|                                                                        | り ん 含 有 量<br>(単位 mg/L)       | 0.1以下 | 0.1 |
| 使 用 時 お い て 当 該 特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 0.27                         | 0.27  |     |

備考 汚水等は他工程で再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

## 2. 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年3月20日から同年4月10日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課

## 兵庫県告示第282号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条の5第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場への転換を許可した。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 地方卸売市場の名称   | 地方卸売市場の所在地   | 開設者の名称 | 取扱品目       | 許可年月日     |
|-------------|--------------|--------|------------|-----------|
| 尼崎市公設地方卸売市場 | 尼崎市潮江4丁目4番1号 | 尼崎市    | 青果物<br>水産物 | 平成19年3月2日 |

## 兵庫県告示第283号

卸売市場条例（昭和47年条例第18号）第6条第3項の規定により、次のとおり転換後の地方卸売市場における卸売業務届出書を受理した。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三